

○ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

- ・ 第5条第1項に規定する給料表が適用される職員
(招へい研究員：研究業績等により特に優れた研究者と認められている者で
高度の専門的知識経験を必要とする研究業務に従事する。)

該当なし

- ・ 第5条第2項に規定する給料表が適用される職員
(若手研究員：独立して研究する能力があり研究者として高い資質を有する
者で先導的役割を担う研究者となるために必要な能力のかん養に資する研
究業務に従事する。)

該当なし

○ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

- ・ 第7条第1項に規定する給料表が適用される職員
(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用する
ことが特に必要とされる場合に採用する。)

2名